

海外赴任者に対する 所得税

□非居住者に該当するか

日本国内の会社が、社員や役員を海外支店に赴任させる場合、所得税の課税（源泉徴収）について、その人が非居住者となるかどうかで取り扱いが異なることになりますので、注意する必要があります。

非居住者とは、「国内に住所も1年以上の居所も有しない個人」をいいます。日本人が海外赴任する場合、赴任期間が1年以上予定されているときには、出国の時から非居住者となります、赴任予定期間が1年未満のときには非居住者とはなりません。

□赴任予定期間の変更

1年以上の予定で海外赴任した人は海外赴任（出国）の時点では非居住者となります、その後、業務上の都合で海外赴任期間が1年未満となることが明らかとなった場合には、その時点で非居住者ではなくなります。

また、逆に、1年未満の予定で海外赴任した人は非居住者ではありませんが、その後、業務上の都合で海外赴任期間が1年以上となることが明らかとなった場合には、その時点で非居住者となります。

これらの場合、1年未満となることが明らかとなったときや、1年以上となることが明らかとなったときに非居住者でなくなったり、非居住者になったりしますので、出国時点に遡って変更されることはありません。

□非居住者となる場合の年末調整

年の中途で非居住者となる場合には、その時点で年末調整をしなければなりません。年末調整の対象となる給与は、その年の1月から海外赴任（出国）する日までの給与です。

年末調整の際の社会保険料控除や生命保険料控除については、海外赴任（出国）する日までに給与から控除されたものや支払ったものに限られますが、配偶者控除や扶養控除については、海外赴任（出国）する日の状況に応じて控除対



○今年は閏年。英語ではリープイヤー。リープは飛び越えるという意味です。何故か。通常1年は365日で、52週と1日です。だから曜日は毎年1つずつずれる。今年月曜の日は翌年は火曜日です。例えば、平成17年10月1日は土曜日、同18年10月1日は日曜日、同19年10月1日は月曜日、ところが、閏年の平成20年10月1日は1つ飛んで水曜日となるからです。



象配偶者や扶養親族に該当する場合には、全額控除することができます。

□非居住者に対する所得税課税

法人の役員である場合には、海外の勤務に対する報酬や賞与について、日本の所得税の課税対象となり、支給額の20%の源泉徴収が必要となります。

ただし、役員の報酬や賞与に対する課税の取扱いについて、海外赴任先の国との間で租税条約が締結されていて、その租税条約にこれと異なる取扱いが規定されているときは、その取扱いが優先することになっています。

また、役員であっても、取締役支店長など使用者としての立場で常時海外において勤務している場合や役員ではない一般の社員である場合には、海外勤務に対する給与、賞与について、日本の所得税の課税対象ではないため、源泉徴収の必要はありません。

□非居住者とならない場合

海外赴任する場合でも、非居住者とならないときは、日本国内にいる社員や役員と取扱いが異なることはありません。

したがって、通常どおりの源泉徴収が必要となり、海外赴任時に年末調整を行う必要もありません。